

改正行政不服審査法 審査手続研修キット お申込書

平成28年に施行された改正行政不服審査法。現在、全国の自治体において、審理員候補者の選定や、各種研修が実施されています。

約400の自治体様で採用！

「これまで不服申立てなんてなかったから、うちの自治体は大丈夫だろう」「実際に審査請求があるのは大都市の自治体に限られるんじゃないか」という思い込みは、いざというときに大変危険です。

改正行政不服審査法改正の趣旨のひとつに、住民の「権利利益の救済を図る」ということが挙げられている以上、規模の大小に限られず、すべての自治体において、住民からの「審査請求」や、実際に「口頭意見陳述」の実施の可能性があります。

特に「審理員の選定」や「口頭意見陳述の実施」等、この改正で初めて導入された制度については、いざというときに頼りにできるバイブル的な存在として、現在ご利用いただいています。

改正行政不服審査法 審査手続研修キット 「3つ」のオススメ！

Point.1 法曹資格を持つ現役自治体職員2名が監修！審査請求発生～裁決に至る実務のポイントを徹底解説！

⇒改正行政不服審査法の庁内全体研修、現場の制度理解に最適！！

Point.2 証拠等閲覧謄写請求や、口頭意見陳述など、実務上重要なポイントとなる手続きは、実演形式で視覚化！

⇒審査請求書の受理や、口頭意見陳述での審理員の役割を、実演を見ながらスムーズに理解！！

Point.3 弁明書や審理員意見書、裁決書などの様式例が満載の資料集！

⇒各書類の書き方の参考に活用！！ 各手続に必要な書式が一目瞭然！！

<p>【監修】 (平成28年3月発売当時) 明石市役所 総務部次長 (コンプライアンス・訟務担当) 荻野泰三氏 小松島市役所 政策法務室長 中村健人氏</p> <p>【本商品の用例】 <1→全体研修 2&3→個別学習> 1. DVDの解説や実演で審査手続の流れ、事案の概要、重要な手続のイメージを把握 2. 審理員、審査庁事務局、処分庁等の各担当者が意識すべきポイントと関連する書式を、レジュメ・資料集で確認 3. 疑問点や理解を深めたい部分等をDVDで再確認</p>	<p>【内容】 DVD: 「自治体職員のための実務セミナー 行政不服審査法劇場」(再録・約90分) <<解説>> ①行政不服審査法の概要・審査手続の流れ ②事案の概説 <<実演>> ③審査請求書の提出から補正まで ④審理員の指名から弁明書の提出まで ⑤証拠等閲覧謄写請求から反論書と口頭意見陳述申立書の提出まで ⑥口頭意見陳述 ⑦追加の証拠等閲覧謄写請求から最終反論書の提出まで レジュメ・資料集: 実務運用を詳解したレジュメ&資料・様式例集(バインダー綴じ)(約120頁)</p>
--	--

商品名		令和 年 月 日	価格(税込)	お申込部数
改正行政不服審査法 審査手続研修キット DVD (055509)			6,112 円	部
改正行政不服審査法 審査手続研修キット レジュメ・資料集 (055517)			3,056 円	部
【住所】 〒 _____				
【機関名・部署名】 _____			【お名前(公用の場合はご担当者名)】 _____	
<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用			印	
TEL	()	FAX	()	

上記のとおり申し込み、代金は請求書により支払います。

【国内配送料】一回のご注文でお届け箇所が一箇所でお買上合計が税込5,000円以上の場合は無料、税込5,000円未満の場合は550円

※送料は商品代に含めてご請求させていただきます。

※今後FAXがご不要の方は、お手数ですがFAX番号をご記入の上、返信をお願いいたします。

FAX 不要(チェックをお願いします) FAX 番号()

＜お客様の個人情報の取扱いについて＞

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daichihoki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ■TEL 0120-203-696 ■FAX 0120-202-974



FAX 0120-202-982



106-01-9999
販手: 21

恐れ入りますが、送信の際は番号に誤りがないか、今一度ご確認をお願いいたします